

令和7年度第9回農業委員会総会議事録

開会月日	令和7年12月25日(木)		開議の時刻	午前10時40分			
場所	市総合会館3階 303会議室		閉議の時刻	午後0時10分			
議長	東松山市農業委員会長 久保田 節子						
委員の出席状況							
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名		
	1	荒川 光明	出席	7	鹿田 明		
	2	須長 則明	〃	8	島田 安三		
	3	高橋 満康	〃	9	関根 文男		
	4	山下 正行	〃	10	松本 禮子		
	5	杉浦 勉	〃	11	久保田 節子		
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名		
	松山	加藤 周二	出席	高坂	加島 隆久		
		武川 美江	〃		栗原 啓一		
	大岡	神庭 善夫	〃		高橋 仟治		
		小山 貞雄	〃	野本	今井 淳一		
		中島 勇	〃		大塚 春夫		
	唐子	小澤 謙一	欠席		奥泉 隆		
		戸井田 貞義	出席		小峰 進		
		長谷部 高治	〃				
議題等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他 						
公開・非公開の別	公開						
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人						
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)						
	議事參與者						
事務局	氏名	摘要					
事務局長	横田 信行	出席					
副主幹	荒能 豊	〃					
主任	福島 誠	〃					

議 案	議 事 顛 末	
議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件	1 開 会	会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について	議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 4 番 山下 正行 委員 5 番 杉浦 勉 委員
	3 議 事	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について 議長は議案第 1 号の 1 番と議案第 3 号の 6 番の申請について、関連した案件のため議案第 3 号にて一括して審議する旨の説明をした。
議案第 2 号 農地法第 4 条 の規定による 許可申請承認 の件	議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件について 1 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、1 番の申請について、大字宮鼻在住の申請人が、大字宮鼻地内に所有する農地（畝 1 筆）を、農家住宅敷地拡張を目的として追認により転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農家住宅敷地として使用されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、農家住宅敷地拡張の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。	
	議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について 1 番の申請について 松山地区・須長委員より、1 番の申請について、静岡県富士市に所在する申請人（受人）としての法人より、小松原町在住の申請人（渡人）が、大字松山地内に所有する農地（畝 1 筆）を、太陽光発電施設に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連	

たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、太陽光発電施設の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

2 番の申請について

松山地区・須長委員より、2 番の申請について、静岡県静岡市に所在する申請人（受人）としての法人より、大字野田在住の申請人（渡人）外 1 名が、大字松山地内に所有する農地（畠 2 筆）を、資材・車両置場に一時転用するため、賃貸借権を設定したい旨の申請がなされた。これは、1 番の申請の工事の際の資材置場や車両置場として使用するためのものである。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、資材・車両置場の一時転用の必要性も認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

3 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、3 番の申請について、大字宮鼻在住の申請人（受人）より、大字宮鼻在住の申請人（渡人）が、大字宮鼻地内に所有する農地（畠 2 筆）を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性も認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

4 番の申請について

野本地区・関根委員より、4 番の申請について、熊谷市在住の申請人（受人）より、大字上野本在住の申請人（渡人）が、大字上野本地内に所有する農地（畠 1 筆）を、自己用住宅の建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

5 番の申請について

野本地区・関根委員より、5 番の申請について、熊谷市に所在する申請人（受人）としての法人より、大字上野本在住の申請人（渡人）が、大字上野本地内に所有する農地（畠1筆）を、資材置場に一時転用するため、賃貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第2種農地と判断され、資材置場の一時転用の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

6 番の申請について

議案第1号1番の申請について

野本地区・関根委員より、6 番の申請について、東京都渋谷区に所在する申請人（受人）としての法人より、大字上野本に所在する申請人（渡人）としての農地所有適格法人が、大字上野本地内に所有する農地（田1筆）を、期間を10年間とする営農型太陽光発電に一時転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、農用地区域内農地であるが、営農型太陽光発電の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

事務局より、地権者である耕作者としての農地所有適格法人について、認定農業者でありそのため営農型太陽光の一時転用期間が10年間となっていること、太陽光パネルの最低地上高から大型機械の運用について問題なく、また太陽光パネルの遮光率等から計画収量が8割を超えていた旨の説明がなされた。

事務局より、本案件に関連する議案第1号1番の申請について、東京都渋谷区に所在する申請人（受人）としての法人より、大字上野本に所在する申請人（渡人）としての農地所有適格法人が、大字上野本地内に所有する農地（田1筆）を、農地の上空に太陽光パネルを設置するため、区分地上権を設定したい旨の申請がなされた。区分地上権を設定する面積については、農地のうち必要な部分の面積となるが、農地の全部を営農型太陽光として使用するため農地の全面積となっている。

区分地上権について、土地の上空や地中を使用するための権利であり、本申請は農地の上空に太陽光パネルを設置するために区分地上権を設定するもので、太陽光パネルの設置に

	<p>による周辺農地の営農への影響や、太陽光パネル設置の行為の妨げとなる権利を有する者が認められないので、許可相当である旨の説明がなされた。</p> <p>島田委員より、営農型太陽光への一時転用について、「農地法施行規則」や「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」、「営農型太陽光発電の実務用Q & A」など確認しなければならないことが多岐にわたる。また、担当地区の委員が現地調査等の際に何を確認するかがよくわからない。営農型太陽光施設の設置による周辺の営農への影響や、地域計画に入っている農地の場合は集積集約に影響がないか地域で協議する必要などもある。そのため、委員に何を確認してもらうか明確にした上で、事務局は法律等の基準に合致しているかについて、担当地区の委員は確認したことについてそれが説明し、その上で農業委員会として意見を決定するような方法がいいのでは、との意見がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、議案第3号の6番の申請と、議案第1号の1番の申請を承認した。</p> <p>7番の申請について</p> <p>野本地区・杉浦委員より、7番の申請について、東京都渋谷区に所在する申請人（受人）としての法人より、大字下野本在住の申請人（渡人）が、大字下野本地内に所有する農地（畠1筆）を、店舗（薬局）に転用するため、賃貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、店舗（薬局）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件について</p> <p>1番の申請について</p> <p>関根委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。</p> <p>事務局より、1番の申請について、東京都渋谷区に所在する申請人としての法人より、令和4年2月28日付け東農振第5-265号にて、営農型発電所を目的として農地法第5条の許可を得ている大字上野本地内の農地（田10筆）について、適切な営農の継続のためパネル枚数を減らし遮光率を下げ、また、大型機械の運用のため支柱の間隔を広げパネルの最低地上高を高くする等の太陽光施設の変更と、栽培作物を</p>
--	---

	<p>ブルーベリー・枝豆・人参・水稻から小麦・水稻へ変更したい旨の変更申請がなされた、との報告がなされ、計画の変更については事情やむを得ない旨の報告がなされた。</p> <p>野本地区の杉浦委員より、申請地について、現況畠として使用している農地は野菜を耕作しているが、現況が田の農地は耕作されていなく雑草が繁茂している状態である旨の報告がなされた。</p> <p>関根委員より、田についてはぬかるみがひどく、農業機械がはまつて出られない事態が生じたため、現在は耕作を見送り土地を固めているが、それまでは水稻栽培をしていた旨の説明がなされた。</p> <p>久保田会長より、耕作ができない事情があるにせよ、耕作できないからといって雑草を繁茂させているのはいかがなものか、との意見がなされた。</p> <p>杉浦委員より、もともとぬかるみが強い場所なので、令和4年に申請があった際に耕作できるのか危惧していた。事務局が許可後も経過観察していくという話しだった。現在年に4回ほど事務局が確認しているとのことだが、確認した内容についての報告を聞いたことがない、との発言があった。</p> <p>島田委員より、雑草を繁茂させていることはよろしくないが、ガイドラインに一時転用許可に付ける条件として、下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合は、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を講ずること、とある。この申請はガイドラインに基づいた改善措置を講ずるための変更申請といえる、との意見がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）の件について</p> <p>議長は市農政課に説明を求めた。</p> <p>市農政課より、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第2項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第19条第3項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聞くよう求めがあった旨の説明が行われる。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p> <p>事務局報告案件</p> <p>議長は事務局に説明を求める。</p> <p>農地法第3条の3権利取得届出報告の件</p> <p>事務局から説明が行われ、3件を確認する。</p>
<p>報告事案 農業委員会会長専決規定による農地法に基づく届出報</p>	

告の件	<p>農地法第4条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、3件を確認する。</p> <p>農地法第5条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、5件を確認する。</p> <p>農地所有適格法人の報告の件 事務局から説明が行われ、4件を確認する。 小峰委員より、今まで報告書が未提出で今回提出された法人について、令和8年の2月から耕作を開始するとのことだが、この法人は農地を取得後今までろくに耕作してこなかつた法人である。農地所有適格法人の要件を満たしていないおそれがあるが、この法人に対し過去に勧告を出したことがあるのか、との質問がなされた。 事務局より、この法人に対し、今まで報告書が未提出である旨の督促状を出したことはあるが、農地所有適格法人の要件を満たさないおそれがある場合の勧告を出したことはない。2月に耕作を始めない場合も含め、要件を満たさないことについて今後何らかの行動に移していく必要があると考えている旨の回答がなされた。</p> <p>解除条件付貸借にかかる報告の件 事務局から説明が行われ、1件を確認する。 戸井田委員より、解除条件付き貸借の解除条件とはどのようなものか、との質問がなされた。 農政課より、農地を適正に利用していない場合貸借権を解除するという条件で、具体的には農地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行う、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさない等で、これに反した場合に設定した権利を解除する旨の条件が付されている貸借である旨の説明がなされた。</p> <p>農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和8年1月26日（月） 午前10時20分～ 会場 市総合会館3階 303会議室 午後0時10分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和7年度第9回総会を閉じた。</p> <p>以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。</p> <p>令和8年1月26日 議長 久保田 節子 委員 山下 正行 委員 杉浦 勉</p>
-----	--